

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 沼部 清伸 は、南陽市農業委員会委員総会を平成30年12月25日午後2時00分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 17名

2. 出席委員 16名にしてその氏名は次のとおり

1番 沼部 清伸	2番 高橋 誠一	3番 高橋 善一
4番 舩山 利美	5番 安達 芳紀	6番 小野 博
7番 遠藤 敬一	8番 佐藤 一志	9番 浅野 厚司
10番 高橋 隆	11番 錦郡 昌之	12番 島崎 栄一
13番 大河原 清	14番 大武 伸彦	15番 峠田 一徳
16番 本間 仁一		

3. 遅刻通告委員 1名にして氏名は次のとおり

17番 黒澤 ちよ子

4. 出席事務局職員

南陽市農業委員会	事務局 長	小関 宏司
同	上 事務局 長 補 佐	大坂 登啓
同	上 振興 係 長	嶋貫 幹子
南陽市農林課	農政 係 長	栗野 昌之
同	上 主任	堀之内 豊

5. 付議事件

日程第1		会議録署名委員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告について
日程第4	報第17号	南陽市認定農業者の認定について
日程第5	報第18号	農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第6	議第53号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第7	議第54号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第8	議第55号	南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について
日程第9	議第56号	中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に係る意見決定について
日程第10	議第57号	南陽の農業の振興に関する計画（南陽27号振興計画）に係る定期的な検証に関する意見決定について
日程第11	議第58号	南陽市農業委員会規則の一部改正について
日程第12	議第59号	南陽市農業委員会会議規則の一部改正について

- 日程第 13 議第 6 0 号 南陽市農業委員会の委員選任に関する規程の一部改正について
- 日程第 14 議第 6 1 号 南陽市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規程の一部改正について
- 日程第 15 議第 6 2 号 南陽市農業委員候補者評価委員会設置規程の一部改正について
- 日程第 16 議第 6 3 号 南陽市農業委員会の委員候補者要綱の制定について
- 日程第 17 議第 6 4 号 南陽市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価要綱の制定について

6. 会議の要領
議長（沼部会長）

（開会：ときに午後 2 時 0 0 分）

平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日南農委告示第 1 3 号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を開会します。

ただいま出席されている委員は 1 6 名であります。

なお、本日遅刻する旨の届出があった委員は、1 7 番黒澤ちよ子委員の 1 名であります。

よって会議規則第 7 条の規定により、過半数の出席を得ており、会議が成立しますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議はお手元に配布しております、議事日程によって進めます。

議長（沼部会長）

それでは日程第 1 「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は会議規則第 4 0 条の規定により議長から指名いたします。5 番安達芳紀委員、6 番小野博委員の 2 名を指名いたします。

会議録署名委員	5 番	安達	芳紀	委員
	6 番	小野	博	委員

議長（沼部会長）

次に日程第 2 「会期の決定」を議題といたします。会期は本日 1 日限りとすることに異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（沼部会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日 1 日限りと決しました。

議長（沼部会長）

次に日程第 3 「諸般の報告」につきましても別紙諸般の報告書によってご了承お願い申し上げます。

議長（沼部会長）

次に日程第 4 報第 1 7 号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 　ただ今上程されました報第17号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

　本案は平成30年11月26日付け農第630号で南陽市長から本委員会に対し11月26日付けで1件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたのでご報告するものであります。

議長（沼部会長） 　ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（沼部会長） 　なしの声がありますので、報第17号は了承いただいたものと認めます。

議長（沼部会長） 　次に日程第5報第18号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 　ただ今上程されました報第18号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農地法第18条第6項の規定により本委員会に対し、賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が7件ありましたのでご報告するものであります。

議長（沼部会長） 　ただ今事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐 　1番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 635 m² を第三者へ所有権移転するため合意解約するものです。

　2番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 607 m²を賃借人の都合により合意解約するものです。

　3番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 453 m² を賃借人の都合により合意解約するものです。

　4番につきましては、賃貸人賃借人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲外4筆 田 2,939.25 m² 畑297.09 m² 合計3,236.34 m²を所有権移転するため合意解約するものです。

　5番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲外1筆 田 合計4,376 m² を賃貸人の希望により合意解約するものです。

　6番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 250 m² を第三者へ所有権移転するため合意解約するものです。

大坂事務局長補佐 7 番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲外 2 筆 田 合計 6,314 m² を賃借人が経営縮小するため合意解約するものです。

議長（沼部会長） ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（沼部会長） なしの声がありますので、報第 18 号は了承いただいたものと認めます。

議長（沼部会長） 次に日程第 6 議第 5 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由について事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました議第 5 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第 3 条の規定により本委員会に対し、所有権移転 9 件、賃借権設定 2 件、使用貸借権設定 1 件、合計 12 件の許可申請があったのでご提案するものであります。
農地法第 3 条第 2 項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐 1 番につきましては、■■■■が■■■■に、▲▲字▲▲外 1 1 筆 田 2,939.25 m² 畑 1,901.7 m² 合計 4,840.95 について所有権移転したい旨の申出があったものです。
2 番につきましては、■■■■が■■■■に、▲▲字▲▲外 3 筆 畑 合計 713 m² について所有権移転したい旨の申出があったものです。
3 番につきましては、■■■■が■■■■に、▲▲字▲▲ 畑 35 m² について所有権移転したい旨の申出があったものです。
4 番につきましては、■■■■が■■■■に、▲▲字▲▲ 畑 104 m² について所有権移転したい旨の申出があったものです。
5 番につきましては、■■■■が■■■■に、▲▲字▲▲ 畑 347 m² について所有権移転したい旨の申出があったものです。
6 番につきましては、■■■■が■■■■に、▲▲字▲▲ 田 305 m² について所有権移転したい旨の申出があったものです。

大坂事務局長補佐

7番につきましては、■■■■が■■■■に、▲▲字▲▲外2筆田250㎡ 畑227.34㎡ 合計477.34㎡について所有権移転したい旨の申出があったものです。

8番につきましては、■■■■が■■■■に、▲▲字▲▲畑537㎡について所有権移転したい旨の申出があったものです。

9番につきましては、■■■■が■■■■に、▲▲字▲▲田368㎡について所有権移転したい旨の申出があったものです。

10番につきましては、■■■■が■■■■さんに、▲▲字▲▲外4筆田14,869㎡について賃借権設定したい旨の申出があったものです。契約は5年間で金納となっております。

11番につきましては、■■■■が■■■■に、▲▲字▲▲外2筆田577㎡ 畑181㎡ 合計758㎡について、賃借権を設定したい旨の申出があったものです。契約は5年間で金納となっております。

12番につきましては、■■■■が■■■■に、▲▲字▲▲田1,981㎡について、使用賃借権を再設定したい旨の申出があったものです。契約は20年間でとなっております。

議長（沼部会長）

ここで現地調査について担当委員より報告をお願いいたします。

議長（沼部会長）

議第53号1番及び10番の金沢地内の現地調査について、8番佐藤一志委員より報告をお願いいたします。

8番
（佐藤一志委員）
議長（沼部会長）

全て管理され、周辺農地に影響ないことを確認してきました。

次に、2番の現地調査について、7番遠藤敬一委員より報告をお願いいたします。

7番
（遠藤敬一委員）
議長（沼部会長）

支障なしと判断してきました。

次に、3番及び10番の柵塚地内の現地調査について、5番安達芳紀委員より報告をお願いします。

5番
（安達芳紀委員）

3番の畑は、周辺農地に影響ありませんでした。10番の柵塚地内農地は今年作付けした形跡はありませんでしたが、草刈されており周辺農地に影響がないことを確認してきました。

議長（沼部会長）

次に、4番、5番、6番、7番、8番の現地調査について、16番本間仁一委員より報告をお願いします。

16番
（本間仁一委員）

5番以外の農地は作付けされており、周辺農地に影響ないことを確認しました。5番は、耕作されていませんが草刈されており周辺農地に影響ないことを確認してきました。

議長（沼部会長）

次に、9番の現地調査について、2番高橋誠一委員より報告をお願いします。

2番 (高橋誠一委員) 申請地は草刈されており周辺農地に影響ないことを確認してきました。

議長 (沼部会長) 次に、11番の現地調査について、3番高橋善一委員より報告をお願いします。

3番 (高橋善一委員) 雪と堤防沿いの工事で近くまではいけませんでした。普段から見ている農地で、申請のとおりで支障ありません。

議長 (沼部会長) お諮りいたします。
この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に関する委員が1名おりますので分割して審議したいと思います。
これにご異議ございませんか。

議長 (沼部会長) ………異議なしの声………
異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長 (沼部会長) 始めに、議第53号1番の案件について、審議いたします。
ここで、5番 安達芳紀 委員の退席を求めます。

……… 5番安達芳紀委員退席 (ときに午後2時16分) ………

議長 (沼部会長) これより本案件について質疑意見を求めます。

議長 (沼部会長) ………なしの声………
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について妥当と認められる委員は挙手を願います。

議長 (沼部会長) ………全員挙手………
許可とすることが全員と認めます。
よって本案件は申請どおり許可することに決しました。
ここで、5番安達芳紀委員の復席を求めます。

……… 5番安達芳紀委員復席 (ときに午後2時17分) ………

議長 (沼部会長) これより議第53号1番以外の案件について、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

議長 (沼部会長) ………異議なしの声………
異議なしと認めます。
よって、一括して審議いたします。
この案件について、質疑、意見を求めます。

- …………なしの声…………
- 議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について申請通り許可することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- …………全員挙手…………
- 議長（沼部会長） 許可することが全員と認めます。
よって、本案件については、申請どおり許可することに決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第7議第54号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 　ただ今上程されました議第54号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は農地法第5条第1項の規定により本委員会に対し2件の許可申請がありましたので提案するものであります。
関係法令通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見の決定をくださるようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） 　ただ今事務局長より提案理由の説明がありました但事務局長補佐の補足説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 　■■■■が、■■■■に▲▲字▲▲外2筆 畑 合計933㎡を所有権移転し、宅地分譲するため、申請があったものです。
当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
2番につきましては、■■■■が、■■■■に ▲▲字▲▲ 畑 257㎡を使用貸借し、一般住宅を建築するため、申請があったものです。
当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
- 議長（沼部会長） 　ここで現地確認について11番錦郡昌之委員より報告をお願いします。
- 11番
（錦郡昌之委員） 　12月18日に、私と、島崎栄一委員、大坂補佐、嶋貫主任の4名で、5条2件の現地調査を行ってまいりました。すべての案件について、申請どおりであったことをご報告申し上げます。
- 議長（沼部会長） 　これより審議に入りますが一括して審議することにご異議ございませんか。
- …………異議なしの声…………

議長（沼部会長）

異議なしと認めます。
よって、一括して審議いたします。
この案件について、質疑、意見を求めます。

………なしの声………

議長（沼部会長）

なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について申請通り許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

………全員挙手………

議長（沼部会長）

許可相当の意見を付することが全員と認めます。
よって本案は申請通り許可相当の意見を付することに決しました。

議長（沼部会長）

次に日程第5議第55号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長

ただ今上程されました議第55号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は平成30年12月11日付け農第660号をもって、南陽市長から本委員会に対し農業経営基盤強化促進法第18条に基づいて賃借権設定5件の農用地利用集積計画を策定したいので当該計画について同上第1項の規定により本委員会において決定するよう求められておりますので、ご提案するものであります。
ご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（沼部会長）

ただ今事務局長より説明がありましたが、振興係長の補足説明を求めます。

嶋貫振興係長

1番につきましては、■■■■と、■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、1,993㎡外2筆、合計8,894㎡を再設定の6年契約で、10月31日支払、金納となっております。
2番以降については「中間管理事業」に伴う賃借権の設定でございます。

嶋貫振興係長

2番につきましては、■■■■と「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、9,383㎡外6筆、合計19,219㎡を新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

3番につきましては、■■■■と「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、234㎡外2筆、合計986㎡を新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

4番につきましては、■■■■と「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、575㎡外16筆、合計23,269㎡を新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

5番につきましては、■■■■と「公益財団法人やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、239㎡外1筆、合計6,100㎡を新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

議長（沼部会長）

これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

議長（沼部会長）

……………異議なしの声……………

異議なしと認めます。

よって、一括して審議いたします。

この案件について、質疑、意見を求めます。

議長（沼部会長）

……………なしの声……………

なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。

議長（沼部会長）

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の案件について計画の通り決定することが妥当と認められる委員は挙手願います。

議長（沼部会長）

……………多数挙手……………

決定することが多数と認めます。

よって本案件については、計画の通り決定するべきものと決しました。

議長（沼部会長）

次に日程第9議第56号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長

ただ今上程されました議第56号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は平成30年12月10日付け農第658号をもって、南陽市長から本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成された、農用地利用配分計画案について同法第19条第3項により意見を求められたので、別紙のとおり提案するものです。

ご審議のうえ、意見の決定をくださいますようお願い申し上げます。

……………17番黒澤ちよ子委員入室（ときに午後2時23分）……………

議長（沼部会長）

ただ今事務局長より説明がありましたが、嶋貫振興係長の補足説明を求めます。

嶋貫振興係長

区域名は全域、借受者は、■■■■外3名で、貸付者は、■■■■外3名で、▲▲字▲▲の田、2,677㎡外28筆、合計49,574㎡について、賃貸借契約するもので、契約期間は、平成31年2月28日から、平成40年12月31日までの10年、支払方法は、口座振替となっております。

議長（沼部会長）

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に関する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（沼部会長）

異議なしと認めます。

よって、分割して審議いたします。

ここで議長を島崎栄一会長職務代理に交代いたします。

……………島崎会長職務代理、議長席へ移動……………

議長（島崎会長代理）

議長を交代しました。

議長（島崎会長代理）

それでは、はじめに議第56号88-01から88-17について、審議いたします。

ここで、1番沼部清伸委員の退席を求めます。

……………1番沼部清伸委員退席（ときに午後2時29分）……………

議長（島崎会長代理）

これより本案件について、審議に入ります。

この案件について、質疑、意見を求めます。

……………なしの声……………

- 議長（島崎会長代理） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について妥当と認められる委員は挙手を願います。
- ……………全員挙手……………
- 議長（島崎会長代理） 妥当とすることが全員と認めます。
よって本案件は妥当である旨の意見を付することに決しました。
ここで、1番沼部清伸委員の復席を求めます。
- ……………1番沼部清伸委員復席（ときに午後2時30分）……………
- 議長（島崎会長代理） ここで、議長を沼部会長に交代いたします
- ……………沼部会長、議長席へ移動……………
- 議長（沼部会長） 議長を交代しました。
- 議長（沼部会長） これより議第56号88-01から88-17以外の案件について、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
- ……………なしの声……………
- 議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について妥当と認められる委員は挙手を願います。
- ……………全員挙手……………
- 議長（沼部会長） 妥当とすることが全員と認めます。
よって本案件は妥当である旨の意見を付することに決しました。
- 議長（沼部会長） 次に、日程第10 議第57号「南陽の農業の振興に関する計画（南陽27号振興計画）に係る定期的な検証に関する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました、議第57号「南陽の農業の振興に関する計画（南陽27号振興計画）に係る定期的な検証に関する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、平成30年11月29日付け農第619号で、南陽市長から本委員会に対し、南陽27号振興計画において位置付けられた施設が、農業振興地域の特性に応じた農業の振興が図られ、効用を発揮しているか否かについて、意見を求められておりますので、ご提案するものであります。
ご審議のうえ、意見の決定をくださいますようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。農林課 堀之内主任の補足説明を求めます。

農林課 堀之内主任 （説明する）

議長（沼部会長） これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。

12番 （島崎栄一委員） 規則のなかで審議しなければならないことになっているものと思いますが、農業振興地域に建物を建てているからとも思いますが、なぜこのような審議が必要か伺います。

農林課 栗野係長 農振除外の際に、土地改良事業完了から8年未経過は原則除外できませんが、農業振興に資する施設の建築として27号計画を策定して除外したものです。この27号計画については、定期的な検証が必要となっており、審議をいただくものです。

12番 （島崎栄一委員） 27号計画だから必要とのことかと思いますが、27号計画なら少々のところは建物が建てられるということですか。

農林課 栗野係長 今回の土地は、米平二期工事の水路などの線的な整備であったため、27号計画で除外できましたが、面的な基盤整備では8年経過しないと除外できるものではありません。

議長（沼部会長） ほかに質疑、意見ありませんか。

……………なしの声……………

議長（沼部会長） なしの声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件について、計画の検証を妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（沼部会長） 計画の検証を妥当とすることが全員と認めます。

よって、本案については、計画の検証が妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（沼部会長） 次に、日程第11議第58号「南陽市農業委員会規則の一部改正について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

- 小関事務局長 ただ今上程されました、議第58号「南陽市農業委員会規則の一部改正について」の提案理由を申し上げます。
- 本案は、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数変更により、専門委員会の委員数の見直し及び推進委員会を廃止すること併せて係の事務分掌を変更するため、規則の一部を改正するものです。
- ご審議のうえ、ご可決くださいますようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 改正点は、農業委員と農地利用最適化推進委員が一緒に各専門委員会に所属することになるため委員数を変更するものです。また、農地利用最適化推進委員会の廃止や農業委員会の係の所掌事務を整理したく提案するものです。なお、平成31年4月1日施行になります。
- 議長（沼部会長） これより審議に入ります。
- 本案件について、質疑、意見を求めます。
- 4番
（船山利美委員） 確認ですが、推進委員は、総会には参加するようになるのですか。例えば、総会后に専門委員会する場合は、推進委員は時間をずらしてになりますか。
- 小関事務局長 推進委員は、総会で意見を求めることができることになっております。傍聴は可能ですが、総会への出席は求めないと考えています。総会後の全員協議会と専門委員会から参加と考えています。
- 4番
（船山利美委員） 総会の時間によっては、時間が遅れる場合もあるということですか。
- 小関事務局長 時間については、これまでの総会時間を見ながら、余裕をもって設定したいと考えています。
- 4番
（船山利美委員） 規則には記載ないですが、別の日に改めて専門委員会を開くこともあるということですか。
- 小関事務局長 今はそうした考えはありませんが、そのほうがよい場合は、まだ時間がありますので、運営委員会等で検討させていただきたいと思えます。
- 議長（沼部会長） ほかに意見ありませんか
- ……………質疑、意見の発言なし……………
- 議長（沼部会長） ないようですので、質疑意見を終結いたします。
- お諮りいたします。
- 議第58号については可決することが妥当と認められる委員は、挙手願います。
- ……………全員挙手……………

- 議長（沼部会長） 全員と認めます。
よって議第58号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 議長（沼部会長） 次に、日程第12議第59号「南陽市農業委員会会議規則の一部改正について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました、議第59号「南陽市農業委員会会議規則の一部改正について」の提案理由を申し上げます。
本案は、総会と推進委員との関係等を明記するため、規則の一部を改正するものです。
ご審議のうえ、ご可決くださいますようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 改正点は、総会と農地利用最適化推進委員との関係を明記し、文言の改正をしたく提案するものです。なお、平成30年12月25日施行になります。
- 議長（沼部会長） これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
- 4番（船山利美委員） 第2項で推進委員は、担当地区内について総会で意見を述べるができる、ただし、議案に対する意見のみで議決権は有しないというのはわかりますが、例えば告示とか案内はどうなりますか。
- 小関事務局長 現在も推進委員へ議案の送付をおこなってしまして、資料で農業委員との違いはありません。
- 4番（船山利美委員） 総会の案内はどうですか
- 小関事務局長 総会の案内については特にありませんが、議事日程などの資料は送付いたします。
- 4番（船山利美委員） 推進委員は資料だけあって、総会の案内はないということですね。
- 小関事務局長 全員協議会や専門委員会の案内は差し上げます。
- 4番（船山利美委員） 総会に出席してくださいとの趣旨ではないですね
- 小関事務局長 総会へ出席案内ではありません。
- 大坂事務局長補佐 第3条の2は、前回の改正時に明記するべきでしたが、推進委員の総会出席が明記されていなかったため、改正するためです。

- 小関事務局長 上位法に記載があったため、会議規則には記載していませんでしたが、規則にも定めがあれば、確認できるため、今回改正するものです。
- 4番 (船山利美委員) 農地利用の最適化の推進について、総会で意見も求めるのであれば、出席の案内をするが、それでなければ資料のみの配布ということですか。
- 小関事務局長 農地パトロールなどについて、総会で意見を求める場合には来ていただくことも考えられますし、今までは、3条の現地確認は農業委員のみでしたが、新体制では推進委員にも3条の現場確認をお願いすることになりますので、場合によっては総会で報告いただくこともあるかと考えます。
- 4番 (船山利美委員) 要するに、出席を求める場合には、案内があって、そうでない場合は、資料のみの配布になるということですね。はっきりしておかないと推進委員が総会に出席するのかわからないのか、戸惑うと思います。
- 小関事務局長 推進委員には、わかりやすく案内をするようにしたいと思います。
- 議長 (沼部会長) ほかに質疑、意見はありませんか
…………なしの声…………
- 議長 (沼部会長) お諮りいたします。
議第59号については可決することが妥当と認められる委員は、挙手願います。
…………全員挙手…………
- 議長 (沼部会長) 全員と認めます。
よって議第59号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 議長 (沼部会長) 次に、日程第13議第60号「南陽市農業委員会の委員選任に関する規程の一部改正について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました、議第60号「南陽市農業委員会の委員選任に関する規程の一部改正について」の提案理由を申し上げます。
本案は、推薦・募集手続きの様式等を変更するため、規則の一部を改正するものです。
ご審議のうえ、ご可決くださいますようお願い申し上げます。
- 議長 (沼部会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 改正点は、農業委員候補者推薦書や応募申し込み書の様式を改正するものです。なお、平成30年12月25日施行になります。

- 議長（沼部会長） これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
- ……………なしの声……………
- 議長（沼部会長） お諮りいたします。
議第60号については可決することが妥当と認められる委員は、挙
手願います。
……………全員挙手……………
- 議長（沼部会長） 全員と認めます。
よって議第60号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 議長（沼部会長） 次に、日程第14議第61号「南陽市農業委員会の農地利用最適化
推進委員選任に関する規程の一部改正について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました、議第61号「南陽市農業委員会の農地利用
最適化推進委員選任に関する規程の一部改正について」の提案理由を
申し上げます。
本案は、推薦・募集手続きの様式等を変更するため、規則の一部を
改正するものです。
ご審議のうえ、ご可決くださいますようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、事務局長補
佐の補足説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 改正点は、農地利用最適化推進委員推薦書や応募申込書の様式を改
正するものです。なお、平成30年12月25日施行になります。
- 議長（沼部会長） これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
- 12番
（島崎栄一委員） 議案書別冊の20ページの第8条ですが、総会が決定権があるよう
に見えますが、それでいいのですか。
- 大坂事務局長補佐 新体制の初総会で決定いただくことになります。
- 小関事務局長 農業委員は議会の同意を得て市長から任命されますが、推進委員
は、会長が委嘱することになっています。新年度の初総会后に会長か
ら委嘱することになります。
- 12番
（島崎栄一委員） 初総会までの間、推進委員は決定していないということですか。例
えば、定員より多くの公募があった場合は、初総会の時まで決定しな
いということですか。

小関事務局長 推薦応募をうけて、評価委員会をもって人数を確定するわけですが、評価委員会では、推薦応募された方が妥当か評価し、人数が多ければ、点数によって、判断することになります。農業委員は議会の同意を得て、推進委員は総会の決定をもって委嘱する流れになると思います。

4 番 (船山利美委員)
小関事務局長 任期はいつからになりますか
4 月 1 日からですが、推進委員は、総会の決定後になりますので、ずれる場合があります。

大坂事務局長補佐 前は 4 月 1 日に初総会をして、推進委員の決定も 1 日にしました。

議長 (沼部会長) 前は、県農業会議から 1 日に決定するように依頼あったものと思いますが、新年度のスケジュールは、事務局で調整願いたいと思います。

小関事務局長 具体的なスケジュールはまだでていませんが、改めて運営委員会に図りながら進めていきたいと思います。

議長 (沼部会長) 私から質問しますが、別冊 20 ページの 8 条に、委員会初総会というふうに入れたほうがよいでしょうか。

小関事務局長 全体的に決めるのは、初総会ですが、委員定数に欠員がでて補充する場合も考えられるので、その辺も考慮してご審議いただきたいと思います。

6 番 (小野博委員)
1 5 番 (峠田一徳委員)
議長 (沼部会長) 原案のとおりがよいと思いますが、いかがでしょうか。
私も原案のとおりがよいと思います。

議長 (沼部会長) そのでは、お二人から原案のとおりとの意見ありましたが、この部分は原案のとおりでよろしいですか
……よしの声……

議長 (沼部会長) ほかに質疑、意見ありませんか。
……なしの声……

議長 (沼部会長) お諮りいたします。
議第 6 1 号については可決することが妥当と認められる委員は、挙手願います。
……全員挙手……

議長 (沼部会長) 全員と認めます。
よって議第 6 1 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長 (沼部会長) 次に、日程第 1 5 議 第 6 2 号「南陽市農業委員候補者評価委員会設置規程の一部改正について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

- 小関事務局長 ただ今上程されました、議 第 6 2 号「南陽市農業委員候補者評価委員会設置規程の一部改正について」の提案理由を申し上げます。本案は、評価委員会の委員を追加するため、規則の一部を改正するものです。
ご審議のうえ、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 改正点は、農業委員候補者評価委員を変更するものです。なお、平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日施行になります。
- 議長（沼部会長） これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
- 1 5 番
（峠田一徳委員） これを改正することになった経緯を教えてください。農林関係の部署以外の方も入ってもらうという趣旨ですか。
- 小関事務局長 農業委員は市長が任命することになりますので、市長部局の方からも評価委員として出席したほうがよいのではないかとということです。この改正のため、各市町村の状況を確認したところ、市長、副市長、総務部門、産業部門が入っているところがありましたので、副市長と総務課長に入ってもらうのが妥当であろうとのことで、提案するものです。
あわせて、今回は農業委員の評価委員会の規程ですが、推進委員の評価委員会については、会長委嘱となりますので、今までどおりの委員で行います。
- 3 番
（高橋善一委員） 「その他市職員」とは、必ず誰か入るのですか。また、推進委員の場合は、会長は入らないのでしょうか。
- ……………意見が交錯……………
- 小関事務局長 その他市職員には、農業委員会事務局の補佐と係長が入る予定です。
また、農業委員は市長が任命しますので、市長は評価委員会には入っておりません。同じく、推進委員も、会長の委嘱ですが、評価委員会には会長は入らなくてもよろしいかと思えます。
- 3 番
（高橋善一委員） 副市長は、市長の代理の職務あるが、会長の代理になる人は入っていないように思います。
- 4 番
（船山利美委員） このメンバーを見ると、農林課長も入っていますが、教育委員も選考できるようなメンバーかと思えます。農業関係以外が 2 名入っているので、副市長が入らなくともいいと思えます。

- 小関事務局長 先ほども申したとおり、農業委員は市長が任命しますので、市長部局から入っていただくということで、ご理解いただきたい。
また、評価委員のメンバーについては、次回改選時に検討いただくことで、この度は提案した内容でお願いしたい。
- 議長（沼部会長） ほかに質疑、意見ありませんか。
- 議長（沼部会長） ………なしの声………
お諮りいたします。
議第62号については可決することが妥当と認められる委員は、挙手願います。
………全員挙手………
- 議長（沼部会長） 全員と認めます。
よって議第62号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 議長（沼部会長） 次に、日程第16議 第63号「南陽市農業委員会の委員候補者要綱の制定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました、議第63号「南陽市農業委員会の委員候補者要綱の制定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農業委員候補者を評価するため要綱を定めるものです。
ご審議のうえ、ご可決くださいますようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 農業委員候補者評価委員会で評価する場合、その過程の公平性や透明性を確保するため要綱を定めるものです。なお、平成30年12月25日施行になります。
- 議長（沼部会長） これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
- 議長（沼部会長） ………なしの声………
お諮りいたします。
議第63号については可決することが妥当と認められる委員は、挙手願います。
………全員挙手………
- 議長（沼部会長） 全員と認めます。
よって議第63号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 議長（沼部会長） 次に、日程第17議 第64号「南陽市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者要綱の制定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

- 小関事務局長 ただ今上程されました、議第64号「南陽市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者要綱の制定について」の提案理由を申し上げます。
- 本案は、農地利用最適化推進委員候補者を評価するため要綱を定めるものです。
- ご審議のうえ、ご可決くださいますようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 農地利用最適化推進委員候補者評価委員会で評価をする場合、その公平性や透明性を確保にするため要綱を定めるものです。なお、平成30年12月25日施行になります。
- 議長（沼部会長） これより審議に入ります。
- 本案件について、質疑、意見を求めます。
- 12番
（島崎栄一委員） 先ほどの、農業委員の評価要綱にも戻る点ありますが、農業従事度と活動の貢献度で、「あてはまらない」だと1点ではなくて0点になると思いますので、表現を変えたほうがよいと思います。
- 小関事務局長 先ほどの農業委員の評価要綱と合わせて、「あてはまらない」を改めて、「多少あてはまる」としていかがでしょうか。
- 議長（沼部会長） ……………よしの声……………
- ほかに質疑、意見ありませんか
- 議長（沼部会長） ……………なしの声……………
- お諮りいたします。
- 議第64号については可決することが妥当と認められる委員は、挙手願います。
- 議長（沼部会長） ……………全員挙手……………
- 全員と認めます。
- よって議第64号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 議長（沼部会長） 最後にお諮りします。本総会に提案されました、議第58号から議第64号までの議案7件の中で、整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに、ご異議ございませんか。
- 議長（沼部会長） ……………異議なしの声……………
- 異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決しました。

議長（沼部会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしました。よって、平成30年12月18日付け南農委告示第13号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後3時40分）